

第13回柏原市民総合フェスティバルにおける
河川敷スペースの活用及び有料観覧席に係る企画運営業務仕様書

1. 業務名

第13回柏原市民総合フェスティバルにおける河川敷スペースの活用及び有料観覧席に係る
企画運営業務

2. 業務の目的

“人と人とのふれあいづくり”“地域の活性化”をテーマにした柏原市民総合フェスティバルを開催する。
本事業は、これからのアフターコロナの世の中に向かうべく社会的、経済的な復興を目指して新たな活力が湧くようなイベントを市内商工業者をはじめとする産・学・官の様々な活動主体等と協働し、より多くの市民の方々の参加も得て「市民力」「地域力」のアップを目指して実施するものである。
このような事業目的に鑑み、本業務において優れた技能・経験を持つ事業者を募り、事業の品質のさらなる向上につなげ、市民に還元することを業務の目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和5年11月30日(木)まで

4. 業務概要

(1)業務日時

【準備日】令和5年11月3日(金) 午後1時から午後5時まで

【開催日】令和5年11月4日(土) 午前9時～午後10時※

※営業可能時間は午前10時から午後9時

【撤去日】令和5年11月5日(日) 午前12時まで

(2)履行場所

柏原市役所前大和川河川敷緑地公園及び柏原市役所庁舎の指定区域 ※別紙1及び別紙2参照

(3)趣旨

地域の魅力を反映し、その魅力を再発見できるようなイベントにすること。

市民のための催事であることを実感できるイベントにすること。

(4)フェスティバル内容

・ステージ、体験型イベント、出店(物販、飲食、展示、PR など)、河内音頭、かしわら花火

・第13回柏原市民総合フェスティバルは2部制です。

昼の部 午前10時から午後3時 ※但し、河川敷会場においては午後2時まで

夜の部 午後5時から午後9時

かしわら花火 午後7時30分から午後8時 約6,000発(予定)

※なお、業務は、河川敷スペースでの出店及びかしわら花火時の市役所2階デッキ周辺の有料観覧席に関する企画運営業務を担う。

(5)主催

柏原市民総合フェスティバル実行委員会

(6)前回来場者数

昼の部(午前10時～午後3時) 約20,000人

夜の部(午後5時～午後9時) 約78,000人

(7)前回フェスティバル全体予算

約32,000,000円

(8)業務中止基準

気象警報の発令や河川の増水等

(9)契約料

受託者は、河川敷スペースにおける出店希望者からの出店料等と有料観覧席の販売による収入を得ることができる。そのため、受託者は利益の20%を基準として協議のうえ契約料として委託者に納入するものとする。

5. 業務内容

業務の受託に際し、募集要項及び本仕様書の内容を十分に考慮し運営にあたること。

(1)業務全体の企画に関する提案事項

- ・企画にあたっては、フェスティバル趣旨を踏まえたテーマ設定を行うこと。特に本業務を通しSDGsへの具体的な取組みを盛り込んだ企画の提案を必要とする。
- ・受託者は、本仕様書と異なる事項又は本仕様書に定めがない事項であっても、業務の目的を達成するためにより良い手法、技術、アイデア等があるときは、積極的に提案すること。
- ・河川敷スペースへの出店と市役所2階デッキの有料観覧席の企画、調整、管理、運営を行うこと。
- ・業務の実施にあたり、受託者は出店に必要な出店希望者を募ること。募集のルールについては受託者と協議を行った上で決定すること。
- ・受託者はイベントが円滑かつ安全に運営されるよう委託者と出店者間の調整を行う。危険防止、公衆衛生の対策を十分に講じること。

※公衆衛生対策は下記(4)を参照すること。

- ・イベント参加を目的としない、会場通行者の導線確保について配慮すること。
- ・受託者は、イベントの統制を行うため業務実施責任者を常駐させるとともに、委託者と連絡調整できる体制を確保し、円滑なイベントの運営管理を行うこと。
- ・企画に基づいた実施運営マニュアルをスタッフへの周知のうえ運営にあたること。運営マニュアル

には、緊急時対応(地震・火災発生時、体調不良者発生時、事件事故発生時)や悪天候対応(雨天や暴風)としての避難対応も含めること。

- ・荒天によるイベント中止等、観覧における案内及び注意喚起及び出店者に対する案内を行うこと。
- ・イベント中止等による観覧席券購入者及び出店者への払戻し業務を行うこと。
- ・観覧希望者及び出店希望者からの問い合わせ等の対応業務を行うこと。
- ・各イベントの企画にあたっては、下記の個別項目を踏まえること。

①河川敷スペース ※別紙1参照

- ・出店場所は、柏原市役所前大和川河川敷緑地公園内の指定区域内とする。
- ・スペースの利用時間は午前9時～午後10時までとし、営業可能時間は午前10時～午後9時頃とする。
特にかしわら花火終了後は観覧者の大半が退場するまでの間は販売を継続すること。
- ・河川敷公園には、電気・ガス・給水・排水設備の設置がないので、提案する企画に合わせて、必要な物品や設備については、受託者で用意すること。但し、業務スペース内の安全対策に係る照明等は委託者が用意するものとする。
- ・出店内容は、飲食物の販売を基本とし、大人から子どもまで広く楽しめる商品内容であること。
- ・受託者は出店希望者を募集するに際し、委託者と協議の上、出店申込書を作成し募集告知について受託者が行う。また、受託者が申込書の受理、申込内容の取りまとめ、出店希望者の応募資格の適正確認を行い、出店者を決定し、委託者に報告する。決定した出店者との連絡調整も行う。

②市役所2階デッキの有料観覧席 ※別紙2参照

- ・かしわら花火における市役所2階デッキで観覧する観客の安全性を確保するため、2階デッキ及び周辺スペースにおいて有料観覧席を設け、一般観覧者数の入場を制限する。
- ・有料観覧席の席割について、次のプランを基準とする。ただし、より優良な内容の提案が事業者からあった場合は、委託者が協議する。

【1】S席(テーブル席 124名)

テーブルの数 : 31卓(1卓につき4名まで使用可能)、

イスの数 : 124脚

販売は1テーブルごととし、1卓の販売価格は 30,000 円程度とする。

【2】A席(芝生スペース 30名)

区画数 : 6区画 (1区画 2m×2m、最大5名まで利用可能)

販売は1区画ごととし、1区画の販売価格は 10,000 円程度とする。

【3】ベンチ席(ベンチ席 14名)

ベンチ数 : 7台(1台につき2名まで使用可能)

テラスベンチ4台、デッキ部分3台

販売は1台ごととし、1台の販売価格は 8,000 円程度とする。

- ・デッキの入口は、本庁正面入口の一箇所とし、入場資格者は、有料観覧席券を購入した者に限定する。
- ・かしわらテラスへの大階段の出入口は封鎖する。封鎖にあたり必要な備品の設置・撤去は委託者が行うこととする。
- ・有料観覧席の趣旨により、かしわら花火終了後の退場においても安全対策を十分に施すこと。
- ・有料観覧席の収容人数は最大 168 名程度とし、その募集告知については受託者が行う。受託者は申込書を受理し、当選者を決定し当選者との連絡を行うこと。但し、未就学児は原則収容人数に含ないが、各有料観覧席の上限人数については、委託者と協議すること。
- ・有料観覧席料は、事前に委託者と協議して決定し、観覧席料の徴収、管理は受託者が行うこと。
- ・有料観覧席の購入希望者は抽選で販売すること。
- ・有料観覧席券購入者は午後5時から有料観覧席に入場できるようにすること。
- ・有料観覧席は、飲食を可能とすること。
- ・有料観覧席券の転売対策を行うこと。

(2)会場の設営、管理、撤去について

- ・会場設営は11月3日(金)午後1時から午後5時まで
撤去は11月5日(日)午前12時までとするが、設営等のタイミングは委託者と協議すること。
- ・会場設営・撤去(設営前の原状回復)を行うとともに、参加者が安全かつ快適に参加できるように維持管理を適切に行うこと。
- ・有料観覧席で使用する、テーブル、イス、養生に使用する消耗品等については委託者が用意する。その他必要な物品については受託者で用意すること。
- ・会場装飾、会場看板、案内板、誘導看板、音響、照明器具の制作・設置・撤去を行うこと。

(3)警備、会場運営スタッフの役割と配置について

- ・フェスティバル会場(周辺、駐車場を含む)の安全かつ円滑な運営を最優先とし、本業務で使用可能なスペース内の警備、巡回、来場者の案内・誘導(会場への入退場含む)、清掃を行うため、各所に適正な人員を配置すること。
- ・人員の配置にあたっては、業務全体の総括者のほか、業務毎の責任者、業務特性に応じた運営スタッフを配置することとし、事前に人員の配置計画を作成して、委託者と協議する。

(4)公衆衛生等感染症対策について

- ・本業務に関わるスタッフ、出店者及び来場者に対して感染症予防の対策を行うこと。
- ・対策にあたっては、保健所等が定める基準がある場合はそれに従い、必要な措置を講じること。
- ・来場者用のゴミ箱は、委託者が設置するが、本業務におけるスペース内のゴミ箱は受託者が管理し、適宜、ゴミの回収を行い、所定の場所に廃棄すること。ただし、出店者の事業で出たゴミは適正に処理すること。

(5)その他

- ・フェスティバルに関する看板、サイン、広報媒体等に使用される素材などは、他社の著作権その他の

権利を侵害しないよう留意すること。

- ・委託者が来場者に対して行うアンケートに協力すること。その方法については、委託者と協議すること。
- ・委託者と調整し、必要に応じて関係機関(保健所等)への届出、許可申請を行うこと。
- ・業務の実施に際し、必要な傷害保険及び施設賠償責任保険(対人・対物)に加入すること。
- ・受託者は、委託者から業務の進捗について報告の求めがあったときは、速やかに報告すること。

6. 契約料

受託者は、河川敷スペースにおける出店希望者からの出店料等と有料観覧席の販売による収入を得ることができる。そのため、受託者は利益の 20%を基準として協議のうえ契約料として委託者に納入するものとする。

7. 成果物の提出と帰属及び著作権

- (1)成果物として、業務報告書(写真データを含む紙媒体1部及び電子データ)及び収支報告書を委託者に提出すること。
- (2)受託者は、成果物等にかかる受託者の著作権(著作権法第 21 条から 28 条までに規定する権利をいう)を成果物の引き渡し時に委託者へ無償で譲渡する。
- (3)委託者は、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- (4)受託者は委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- (5)受託者は、委託者が承諾した場合には、成果物(業務を行ううえで得られた記録等を含む)を使用もしくは複製し、又は当該成果物の内容を公表することができる。
- (6)成果物の作成に際して、他の著作物及び人物の許諾、記録素材の借用等が必要な場合は受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は受託者が支払うものとする。

8. 秘密保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、また第三者に提供してはならない。

また、本業務を通じて知り得た情報の漏洩、滅失既存の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

9. その他

- (1)業務スペース内において参加者が大声で騒ぐなど、近隣住民に迷惑が掛かるような行動があった場合は受託者で対策を施すこと。
- (2)本業務に出店する事業者は、委託者が示すフェスティバル全体の注意事項に則り運営すること。
- (3)本業務の実施に起因する事故・トラブル等については、受託者は誠意をもって対応し解決すること。
- (4)本業務の実施に起因する事故・トラブル等において傷病者が発生したときのために応急処置に必要な救急セット及び AED 等を備えておくこと。
- (5)実施にあたっては、閉会(午後9時)ごろの参加者が安全に退場することができるように配慮すること。

(6)本仕様に定めのない事項については、委託者と受託者が適宜、協議のうえ定めるものとする。

(7)本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務終了後 5 年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。

10. 提出先、問い合わせ先

〒582-0007 柏原市上市1-2-2 アゼリア柏原 5 階

柏原市民総合フェスティバル実行委員会事務局(柏原市商工会内)

(土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時15分)

電話:072(972)0881 FAX:072(973)1201

電子メールアドレス:festival@kashiwara-good.org